

# 障害児施設利用者負担助成に係る階層表

税額等による階層区分		徴収金額(月額)					母子生活支援施設 児童自立生活援助事業
		入所施設	児童心理治療施設(通所)			週間通所日数	
			4日以上	2、3日	1日		
A階層	生活保護法による被保護者(単給を含む。)	0円	0円	0円	0円	0円	0円
B階層	A階層を除き、当該年度分(4月1日から6月30日までの間に受けた助産の実施、母子保護の実施及び措置については、前年度分。この表において同じ。)の市町村民税非課税の者	0円	0円	0円	0円	0円	0円
C階層	A階層及びB階層を除き、当該年度分の市町村民税均等割の額のみ課税の者	0円	0円	0円	0円	0円	0円
D 1階層	A階層、 B階層及びC階層 を除き当該年度分 の市町村民税の課税の者であって、 その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する者	9,000円以下	0円	0円	0円	0円	1,000円
D 2階層		9,001円以上 27,000円以下	2,700円	1,300円	650円	325円	
D 3階層		27,001円以上 57,000円以下	6,700円	3,300円	1,650円	825円	
D 4階層		57,001円以上 93,000円以下	9,300円	4,600円	2,300円	1,150円	
D 5階層		93,001円以上 177,300円以下	14,500円	7,200円	3,600円	1,800円	
D 6階層		177,301円以上 258,100円以下	20,600円	10,300円	5,150円	2,575円	
D 7階層		258,101円以上 348,100円以下	27,600円	13,800円	6,900円	3,450円	
D 8階層		348,101円以上 456,100円以下	35,700円	17,800円	8,900円	4,450円	
D 9階層		456,101円以上 583,200円以下	45,000円	22,500円	11,250円	5,625円	
D10階層		583,201円以上 704,000円以下	55,500円	27,700円	13,850円	6,925円	
D11階層		704,001円以上 852,000円以下	67,300円	33,600円	16,800円	8,400円	
D12階層		852,001円以上1,044,000円以下	79,000円	39,500円	19,750円	9,875円	
D13階層		1,044,001円以上1,225,500円以下	91,600円	45,800円	22,900円	11,450円	
D14階層		1,225,501円以上1,426,500円以下	105,100円	52,500円	26,250円	13,125円	
D15階層		1,426,501円以上	119,800円	59,900円	29,950円	14,975円	

**(備考)**

1 措置児童等(助産を実施した妊産婦を除く。)のその月の在籍日数が1箇月未満であるときは、次の算式により算出した金額をその月の徴収金額とする。ただし、その金額に1円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、徴収しない。

$$\frac{\text{徴収金額(月額)}}{\text{その月の日数}} \times \text{その月の措置児童等の在籍日数}$$

2 同一世帯から2人以上の児童が措置されている場合においては、この表並びに備考1及び5の規定により算出したその月の徴収金額の最も多額な児童以外の児童については、これらの規定により算出した徴収金額に0.1を乗じて得た金額をもって当該児童に係る徴収金額とする。

3 この表において「入所施設」とは、助産施設、小規模住居型児童養育事業を行う者、里親、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び指定医療機関をいう。

4 助産の実施に係る実施費用の徴収額については、助産実施1件を1月とみなしてこの表の規定を適用する。

5 この表及び次表において「市町村民税所得割の額」とは、市長が別に定めるところにより算出した額をいう。